

議案第七号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

令和五年一月二十三日

港区教育委員会

令和5年1月23日
教育委員会議案資料 No. 5

該申請をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。

第五条の三 条例第七条第三項の職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、常時勤務を要する職員のうち、教育委員会が別に定める障害を有する職員から申請があり、当該障害の特性への配慮が必要と認められる場合とする。

2 条例第七条第三項の規定に基づく休憩時間の延長又は追加の申請は、当該延長又は追加に係る休憩時間の開始前に、教育委員会に申し出ることにより行うものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により職員が申請した場合において、職務に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休憩時間の延長又は追加を承認することができる。

4 教育委員会は、第二項の申請に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和四年教育委員会規則第二十二号）新旧対照表

改正案	現行
<p>港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条の次に次の見出し及び二条を加える。</p> <p>（休憩時間）</p> <p>第五条の二 条例第七条第二項の規定による休憩時間は、四十五分とする。</p> <p>2 条例第七条第二項の職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、妊娠中の女子職員から申請があり、通勤に利用する交通機関の混雑が著しいこと等により、当該女子職員の健康の維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあると認められるときとする。</p> <p>3 条例第七条第二項の規定に基づく休憩時間の短縮の申請は、当該短縮に係る休憩時間の属する日の前日までに、教育委員会に申し出ることにより行うものとする。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により職員が申請した場合において、職務に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休憩時間の短縮を承認することができる。</p>	<p>港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条の次に次の一条を加える。</p> <p>（休憩時間）</p> <p>第五条の二 条例第七条第三項の職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、常時勤務を要する職員のうち、教育委員会が別に定める障害を有する職員から申請があり、当該障害の特性への配慮が必要と認められる場合とする。</p> <p>2 条例第七条第三項の規定に基づく休憩時間の延長又は追加の申請は、当該延長又は追加に係る休憩時間の開始前に、教育委員会に申し出ることにより行うものとする。</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により職員が申請した場合において、職務に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休憩時間の延長又は追加を承認することができる。</p> <p>4 教育委員会は、第二項の申請に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。</p>

5 教育委員会は、第三項の申請に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。

第五条の三 条例第七条第三項の職員の健康及び福祉を考慮して必要があるとする場合は、常時勤務を要する職員のうち、教育委員会が別に定める障害を有する職員から申請があり、当該障害の特性への配慮が必要と認められる場合とする。

2 条例第七条第三項の規定に基づく休憩時間の延長又は追加の申請は、当該延長又は追加に係る休憩時間の開始前に、教育委員会に申し出ることにより行うものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により職員が申請した場合において、職務に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休憩時間の延長又は追加を承認することができる。

4 教育委員会は、第二項の申請に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。

(後略)

付則

この規則は、公布の日から施行する。

(後略)

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

審議内容

妊娠中の幼稚園教育職員の休憩時間に係る例外措置について定めるために、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正します。

1 改正の理由

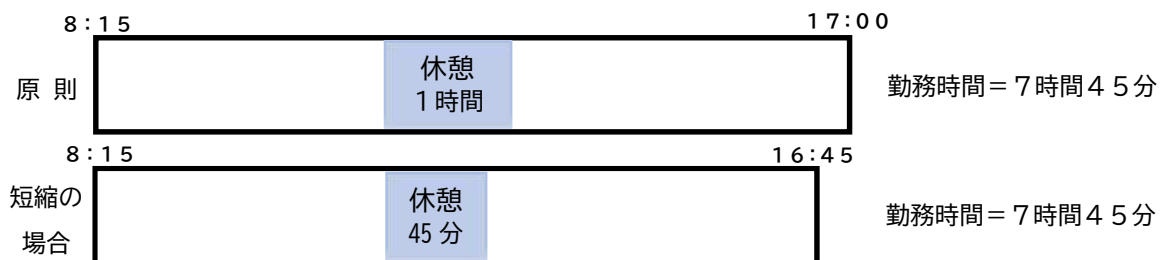
幼稚園教育職員の休憩時間は、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」といいます。）第7条第2項において、規則の定めるところにより、通常1時間の休憩時間を短縮（45分以上1時間未満）することができる」と規定されていますが、現行の勤務時間条例施行規則では、休憩時間の短縮について規定を設けていませんでした。

今回、区長部局で区職員の休憩時間の短縮について規則上に明記する改正を行うため、幼稚園教育職員についても同様の改正を行います。

2 改正内容

妊娠中の幼稚園教育職員について、通勤に利用する交通機関の混雑等により、職員の健康維持や胎児の健全な発達を阻害する恐れがある場合は、当該職員からの申請により休憩時間を45分に短縮すること等を規定します。

これにより、申請職員の出勤時刻又は退勤時刻も15分変更となります。



3 その他

今回の一部改正は、令和4年10月24日開催の教育委員会臨時会にて審議いただいた、令和5年4月1日施行予定の勤務時間条例施行規則の一部改正に、さらに改正事項を加えるものです。